

# 点検から報告まで

## 種別と期間

### ■ 消防用設備等 (平成16年消防庁告示第9号)

#### ● 機器点検 (6月ごと)

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に従い確認することです。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源 (自家発電設備に限る。) 又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

#### ● 総合点検 (1年ごと)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に基づき確認することです。

### ■ 特殊消防用設備等 (設備等設置維持計画に定める点検期間ごと)

#### ● 設備等設置維持計画に定める点検の基準に基づき確認することです。

## 整備

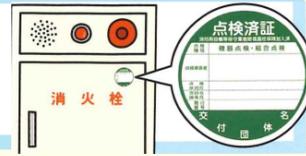
### 不良箇所

### 整備

- 消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備(軽微な整備は除く。)は、消防設備士でなければできません(消防法施行令第36条の2)。

## 点検済票※ (ラベル)の貼付

- 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票(ラベル)を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- 点検済票(ラベル)は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者に交付されます。



※点検済表示制度を活用している場合に限りです。

## 点検結果報告書の作成

- 点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。
- 報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は定められています(昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号)。

## 報告の期間

### ■ 消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第3項)

- 特定防火対象物 = 1年に1回(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)
- 非特定防火対象物 = 3年に1回(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

### ■ 特殊消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第2項)

- 設備等設置維持計画に定める期間ごと

## 報告先

◆点検報告に関する詳細は、お近くの消防機関にお尋ねください。

- 防火対象物関係者が、消防長又は消防署長(消防本部のない市町村は市町村長)へ直接又は郵送(消防長又は消防署長が適当と認める場合)により報告



# 点検実施にあたって

## 事前に

- 点検の日時、手順等を点検実施者と十分に打ち合わせをします。
- 点検を実施する旨を回覧、社内放送等で在館者に知らせます。



## 点検実施時に

- 点検実施者が、点検に必要な点検器具や資格者免状を所持しているかを確認します。
- 点検に立ち会い、点検が適正に行われているかを確認します。



## 点検終了後に

- 点検終了後は、元の状態に復元されているかを確認します。
- 不良箇所があった場合は、すみやかに改修します。
- 点検の結果は、消防長又は消防署長に報告するとともに維持台帳に編冊し保管しておきます(消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけでよいことになっています)。



消防用設備等の点検時には、必ず立ち会って適切な点検が実施されているかを確認しましょう。

- 点検する消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書(着工届など)を確認し、概要を把握しておきます。
- 防火対象物の利用者等に対し、危害防止を図るために必要な処置を講じます。
- 点検は、消防用設備等にあつては点検基準及び点検要領に基づき、特殊消防用設備等にあつては設備等設置維持計画に定める点検の基準に基づいて確実に行います。

## 点検実施者

- 点検終了後は、元の状態へ復元します。
- 点検済表示制度を活用している場合、点検済票(ラベル)を貼付します。
- 点検の結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に記入し、防火対象物の関係者に提出します。



## 消防用設備等に「点検済票(ラベル)」が貼られていますか?

点検済票(ラベル)は、都道府県消防設備協会が一定の要件を満たしている点検実施者(表示登録会員)に交付するものです。

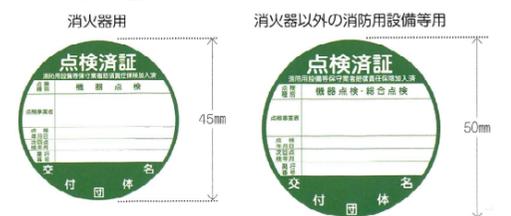
お問合せは、(一社)埼玉県消防設備協会まで  
電話：048-864-8381

### 点検済票(ラベル)が貼られることによって

- 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が推進されます。
- 点検日、点検の内容がわかります。
- 次回の点検時期がわかり、維持管理の徹底が図れます。
- 安全のシンボルマークとして、建物利用者に安心感を与えます。
- 点検報告や立ち入り検査などの行政事務の一部の簡素化が図られます。

点検済票(ラベル)は、  
適正な点検の証

### 点検事業者用点検済票(ラベル)の様式



表示登録会員は、高い技術を持っている  
点検のプロフェッショナル!